

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第83号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例、法、政令、省令及び建築基準法（昭和25年法律第201号）で使用する用語の例による。

（建築確認申請書等の添付図書）

第3条 法第14条第1項及び条例の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないこととされる特別特定建築物（以下「基準対象建築物」という。）の建築（用途の変更をして基準対象建築物にすることを含む。以下同じ。）を行う建築主等は、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の文書（以下「計画通知書」という。）に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。以下同じ。）を添付しなければならない。

（専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設）

第4条 条例第13条第5号の規則で定める運動施設は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の41各号に掲げる施設とする。

（建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定）

第5条 条例第22条第2項の規定による認定（以下「不適用認定」という。）を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（様式第1号）を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長（当該所在地が八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長とする。以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

（1）条例第13条、第14条又は第16条から第21条までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築等に係る部分以外の部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容

（2）当該増築等と併せて前号の改修を行うことができない事由

3 所管事務所長は、第1項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき（以下「他庁所管のとき」という。）は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。

4 知事は、前項の規定により進達された申請について不適用認定をしたときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書（様式第2号）に第1項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この

場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。

(計画認定申請書の添付図書)

第6条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第1項の申請を行う建築主等は、当該申請に係る申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(知事が別に定めるところにより作成したものとする。)を添付しなければならない。この場合において、当該特定建築物が基準対象建築物であるときは、建築物移動等円滑化基準チェックリストを併せて添付しなければならない。

2 所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第17条第5項の通知は、特定建築物建築等計画通知書(様式第3号)に建築確認申請書を添付して行うものとする。

(計画変更認定)

第7条 前条の規定は、所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第18条第2項において準用する法第17条第1項の申請及び同条第5項の通知について準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは「特定建築物建築等計画変更認定申請書(様式第4号)」と、「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」とあるのは「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び法第17条第3項の認定に係る認定通知書」と、「添付しなければ」とあるのは「添付して、所管事務所長に提出しなければ」と読み替えるものとする。

2 所管事務所長は、法第18条第1項の認定をしたときは、特定建築物建築等計画変更認定通知書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、申請者に通知するものとする。

(1) 特定建築物建築等計画変更認定申請書の副本

(2) 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の適合通知を受けて当該認定をした場合にあっては、当該適合通知に添えられた建築確認申請書の副本

(建築主等の変更)

第8条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第3項又は第18条第1項の認定に係る建築等が完了するまでの間にその建築主等を変更しようとする認定建築主等は、当該変更により建築主等となる者とともに、認定建築主等変更届(様式第6号)に当該認定に係る認定通知書を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。この場合において、所管事務所長は、それらの認定通知書を書き換えて、当該変更により建築主等となる者に交付するものとする。

(エレベーターの特例認定)

第9条 所管行政庁が知事である特定建築物について、法第23条第1項の規定による認定(以下「エレベーター特例認定」という。)を受けようとする者は、エレベーター特例認定申請書(様式第7号)に次に掲げる図書その他知事が必要と認める書類を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書(床面積積図を除く。)に同項の表2の(86)項の(ロ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの

(2) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ロ)項に掲げる図書

(3) 構造詳細図(縮尺、主要構造部の材料の種類及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降口ビームに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの)

(4) 構造計算書(エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの)

2 所管事務所長は、エレベーター特例認定をしたときは、エレベーター特例認定通知書(様式第8号)に前項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。

(適合証の交付請求)

第10条 条例第24条第1項の規定による請求は、建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書(様式第9号)を提出してしなければならない。

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証(同法第7条の2第5項後段の規定により当該検査済証とみなされるものを含む。)の写し(法第14条第1項及び条例の規定により、特定建築物を建築

								(三) 道路及び公園に係るもの					総合事務所長
	略												
	略												
景観 まちづくり 課	十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	16	同法第5条第4項の規定による認定建築主等に対する報告の徴収										総合事務所長
	十五 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく知事の権限に属する事務(福祉保健課の所掌事務に係るものを除く。)	1	同条例第22条第2項の規定による認定										
	十六 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第33号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第5条第4項の規定による通知										
	十七 略												
	略												

様式第1号(第5条関係)

建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 ,
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話

鳥取県福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定による認定を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	代理者住所氏名				電話	()
2	設計者住所氏名				電話	()
3	建築物の位置					
4	区域・地域・地区					
5	建築物の概要	用途			敷地面積	m ²
		階数			構造	
		面積	増築等に係る部分	それ以外の部分	合計	
			建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²			
6	建築物移動等円滑化基準のうち適用しないことを希望するもの					
7	非増築等部分の改修を行うことができない事由					

受付欄	処理欄	認定欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

注1 印のある欄は、記入しないこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第2号（第5条関係）

建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

申請者 様

職 氏名 印

年 月 日付けで申請のあったことについては、鳥取県福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり建築物移動等円滑化基準の全部（一部）を適用しない増築（改築・用途変更）であると認定したので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第4項の規定により通知します。

1	建築物の位置	
---	--------	--

2	区域・地域・地区				
3	建築物 の概要	用途	敷地面積	m ²	
		階数	構造		
		面積	増築等に係る部分	それ以外の部分	合計
			建築面積	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²		
4	建築物移動等円滑化 基準のうち適用しない こととしたもの				

注 この通知書は、大切に保存すること。

様式第3号（第6条関係）

特定建築物建築等計画通知書

第 年 月 日 号

建築主事 様

職 氏名 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第18条第2項において準用する同法）第17条第4項の規定による申請がありましたので、同法（第18条第2項において準用する同法）第17条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 3 建築物の位置

様式第4号（第7条関係）

特定建築物建築等計画変更認定申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画を次のとおり変更したいので、同法第18条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 特定建築物の位置	
4 変更の内容	
5 変更の理由	
6 同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無	有 ・ 無

受付欄	処理欄	認定欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

- 注1 印のある欄は記入しないこと。
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第5号(第7条関係)

特定建築物建築等計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

職 氏名 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、次のとおり計画の変更の認定をしたので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

1 変更前の計画に係る認定年月日及び番号	
2 変更後の計画に係る建築確認年月日及び番号 並びに建築主事の氏名	
3 特定建築物の位置	
4 変更の内容	

注1 この通知書は、大切に保存すること。

2 印のある欄は、変更の認定に係る特定建築物の建築等について、同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の適合通知を受けている場合に限り記入するものであること。

様式第6号(第8条関係)

認定建築主等変更届

年 月 日

職 氏名 様

変更前認定建築主等 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 ,
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

変更後認定建築主等 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 ,
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

建築主等を次のとおり変更するので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 変更年月日	
3 変更の理由	

受付欄	処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注1 変更前後の建築主等が連署して提出すること。

2 認定通知書を添付すること。

3 印のある欄は記入しないこと。

4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第7号(第9条関係)

エレベーター特例認定申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターについて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定による認定を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	代理者住所氏名				電話	()	
2	設計者住所氏名				電話	()	
3	特定建築物の位置						
4	防火地域等の別	防火地域	準防火地域	その他()			
5	特定建築物の概要	用途	敷地面積		m ²		
		階数	構造				
		面積	工事部分		既存部分		合計
			建築面積	m ²	m ²	m ²	
			延べ面積	m ²	m ²	m ²	
6	耐火構造とみなして適用される規定	建築基準法第27条第1項 第61条 第62条第1項					
7	エレベーターの概要	種別	最大定員				
		用途	定格速度				
		積載荷重					
		昇降路の	壁				
		主要構造部の構造	柱				
		梁					
8	認定が必要な理由						
受付欄		処理欄			認定欄		
年 月 日					年 月 日		
第 号					第 号		
係員印					係員印		

注1 印のある欄は記入しないこと。

2 6の欄は、認定により耐火構造とみなして適用される規定に を付けること。

3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第8号(第9条関係)

エレベーター特例認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

職 氏名 印

既存の特定建築物に設けるエレベーターに係る建築基準法の特例について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認定します。

1	特定建築物の位置			
2	耐火構造とみなして適用される規定	建築基準法第27条第1項 第61条 第62条第1項		
3	エレベーターの概要	種 別	最大定員	
		用 途	定格速度	
		積 載 荷 重		
		昇降路の壁		
		主要構造部の構造	柱	梁

- 注1 2の欄は、認定により耐火構造とみなして適用される規定に を付けること。
2 この通知書は、大切に保存すること。

様式第9号(第10条関係)

建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書

年 月 日

職 氏名 様

請求者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次の特定建築物について、建築物移動等円滑化基準適合証の交付を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定により請求します。

特定建築物の名称		
特定建築物の位置		
用途		
階数		
工事完了年月日	年 月 日	
設計者	事務所の名称	
	氏名 (担当者名)	
代理者	事務所の所在地 (電話番号)	
	事務所の名称	
氏名		
	事務所の所在地 (電話番号)	
基準適合状況	適合 ・ 不適合	
適合の区分	全部 ・ 一部 ()	
特記事項		
受付欄	処理欄	決裁欄
年月日		年月日
第 号		第 号
係員印		係員印

注1 印のある欄は、記入しないこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号（第10条関係）

その1 建築物移動等円滑化基準に全体が適合している建築物の場合

第 号

鳥取県福祉のまちづくり建築物移動等円滑化基準全体適合証

建築物の名称
所在地

上記の建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び鳥取県福祉のまちづくり条例に規定する誰もが安全で快適に利用できる施設づくりの基準に全体が適合していると認めます。

年 月 日

職 氏名 印

その2 建築物移動等円滑化基準に部分的に適合している建築物の場合

第 号

鳥取県福祉のまちづくり建築物移動等円滑化基準部分適合証

建築物の名称

所在地

上記の建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び鳥取県福祉のまちづくり条例に規定する誰もが安全で快適に利用できる施設づくりの基準に部分的に適合していると認めます。

年 月 日

職 氏名

印

〔適合している部分〕